

臨港パーク等関連施設

指定管理者公募要項

平成 27 年 6 月

横浜市港湾局

【目次】

臨港パーク等関連施設指定管理者公募要項 本編

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	公募の概要	1
3	指定管理者が行う業務	1
4	本施設の概要	2
5	公募及び選定に関する事項	10
6	協定及び準備に関する事項	16

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたびは、平成28年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

2 公募の概要

(1) 対象施設

臨港パーク等関連施設（以下「本施設」という。）

ア 臨港パーク

イ 国際交流ゾーン

ウ みなとみらいさん橋及び同付属旅客施設

施設の詳細については「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

(2) 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

(3) 指定管理者の公募及び選定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の公募及び選定は、「横浜市の港湾施設の指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、「横浜市の港湾施設の指定管理者選定評価委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会」において、書類及び面接等に基づく審査を実施し、応募者の中から本施設の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる団体を選定します。

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、港湾局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(4) 問合せ先

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

横浜市港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課

電話 045 (671) 2888 Fax 045 (201) 8983

E-mail kw-shitei01@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務

横浜市港湾施設使用条例第2条の2に規定する業務の実施に関すること。

4 本施設の概要

(1) 施設の現状

ア 臨港パーク

臨港パークは、平成2年にオープンしたみなとみらい21地区最大の緑地であり、多くの市民に利用されています。隣接するパシフィコ横浜と一体化した各種イベントや花火大会等の開催時には多くの人で賑わい、年間では100万人近い来場者があります。また、臨港パーク駐車場が附帯しています。

イ 国際交流ゾーン

国際交流ゾーンは、隣接するパシフィコ横浜や臨港パークで開催される催事で多くの市民が利用します。このため、通常の安全管理に加え、これら催事の開催に対応した警備計画の調整や事故対応体制の構築等の安全対策を講じる必要があります。

ウ みなとみらいさん橋及び同付属旅客施設

みなとみらいさん橋及び同付属旅客施設は、2本のさん橋と旅客施設から成り立っている平成3年にオープンした施設です。建物自体が船舶となっており、待合所、発券所、店舗が併設されていることから、建物全体で賑わいを創出する施設となっています。

また、みなとみらい21地区の海上アクセス拠点となっているため、港内遊覧船やプレジャーボートなどの船舶がさん橋を利用しています。これら船舶の配船に関する利用調整も重要な業務の一つとなっています。

※参考：施設の利用状況等の管理実績については、横浜市ホームページを参照してください。
URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/shitei/>

(2) 施設の運営方針

臨港パーク、国際交流ゾーン、みなとみらいさん橋及び同付属旅客施設は、パシフィコ横浜を取り囲むよう位置しており、国際コンベンション都市・横浜の品格ある代表的な施設として、ふさわしい管理を求めます。また、一つの指定管理者が管理を行うことにより、効率的かつ効果的な管理・運営を行うことが求められます。

ア 来場者が安心して快適に施設を利用できるように、常に適正な状態に維持すること。

施設・植栽の維持管理、小破修繕等にあたっては、国際コンベンション都市・横浜の代表的な施設としてふさわしい施設であるというコンセプトを実現できるよう留意する。

イ 情報発信を一本化することにより、来場者の利便性や各施設の魅力発信力を向上させるとともに、各施設のイベントの連携により、年間を通して質の高い来場者サービスを提供する。

ウ 緊急時、災害時において、各施設の応援体制をとりつつ迅速な緊急連絡体制をとる。

エ 周辺施設との連携について積極的に取り組む。

(3) 目的達成の手段

上記の目的を達成するために、以下のことを実施します。具体的な実施事業は次項のとおりと

なります。

- ア 施設の利用者等の安全管理、事故防止に関する業務
- イ 施設的环境保全に関する業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ 施設の利用許可に関する業務
- オ 駐車場に関する管理業務
- カ 配船に関する業務
- キ 旅客施設の運営に関する業務
- ク 帳票等の管理及び報告書等に関する業務
- ケ その他の業務

(4) 実施事業（具体策）

本施設は、設備・備品を備えており、次の業務を実施します。詳細については「仕様書」を参照してください。

ア 臨港パーク等関連施設（3施設共通の業務）

(ア) 施設の利用者等の安全管理、事故防止に関する業務

- a 施設の保安警備
- b 立哨交通安全等警備
- c 巡回警備
- d 機械警備
- e 24時間体制による緊急時対応

(イ) 施設的环境保全に関する業務

- a 清掃業務
- b 建築物環境衛生管理
- c ゴミの分別回収

(ウ) 施設の利用許可に関する業務

- a 催事・撮影等に伴う利用調整・利用許可
- b 周辺施設との利用調整
- c 利用料金の徴収

(エ) 帳票等の管理及び報告書等に関する業務

- a 帳票類の管理及び提出等
- b 業務日誌の作成及び保管
- c 事業計画書、事業報告書等の作成・提出

(オ) その他の業務

- a 利用促進策の企画・実施
- b 施設利用にあたっての要望、苦情等処理
- c 利用者へのホームページなどによる施設案内
- d 事故等の報告
- e 関連団体等との適切な連絡・調整
- f 調査業務
- g 施設利用制限に伴う告知看板の制作・管理

- h 施設賠償保険への加入
- i 自己評価の実施
- j 指定期間終了にあたっての引継ぎ
- k 指定管理エリア修繕計画の策定

イ 臨港パーク

(ア) 施設の維持管理に関する業務

- a 電気設備及び機械設備等の日常目視点検
- b 電気設備及び機械設備等の運転及び保守点検
- c 設備機器等の応急処置
- d 施設及び設備の小破修繕、電球交換等
- e 実施状況の記録及び市への報告

(イ) 施設の環境保全（芝生・植栽管理）に関する業務

- a 植栽管理
- b 芝生管理
- c その他

(ウ) 駐車場に関する管理業務

- a 施設の利用許可等に関する業務
- b 施設の運営に関する業務
- c 施設の保守点検に関する業務
- d 施設の警備に関する業務
- e その他

ウ 国際交流ゾーン

(ア) 施設の維持管理に関する業務

- a 電気設備及び機械設備等の日常目視点検
- b 電気設備及び機械設備等の運転及び保守点検
- c 設備機器等の応急処置
- d 施設及び設備の小破修繕、電球交換等
- e 実施状況の記録及び市への報告

(イ) 施設の環境保全（芝生・植栽管理）に関する業務

- a 植栽管理
- b 芝生管理
- c その他

エ みなとみらいさん橋及び同付属旅客施設

(ア) 配船に関する業務

- a さん橋利用の調整及び利用許可
- b 船舶の着離岸・綱取りの指導、バースの確認
- c 京浜港長あてに係留施設使用届を提出
- d 利用料金の徴収

(イ) 施設の維持管理に関する業務

- a 電気設備及び機械設備等の日常目視点検
- b 電気設備及び機械設備等の運転及び保守点検

- c 建築物、特殊建築物の検査及び定期報告書の作成
- d みなとみらいさん橋用案内板の日常業務等
- e 設備機器等の応急処置
- f 施設及び設備の小破修繕、電球交換等
- g 実施状況の記録及び市への報告

(ウ) 旅客施設の運営に関する業務

- a 施設全体を生かしたターミナル活性化
- b 見学者への施設案内
- c 事務所及び店舗の利用許可ならびに利用料金の徴収に関する業務

(5) 自主事業

指定管理者は、本施設の指定管理業務を妨げない範囲において協定に定めのない業務を、事前に横浜市の承認を得て、自己の責任と費用により、自主事業として行うことができます。

(6) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

指定管理者は、確実な指定管理業務達成が可能な人員配置を行うこととします。職員の資格要件は仕様書を参照してください。職員のうち1名を管理運営責任者に定め、全ての業務を統括することとします。

イ 指定管理料

本施設の運営に係る人件費、事業費（自主事業除く）、事務費、管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視、小破修繕を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、応募の際に提出された収支予算書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は市会の議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の収支予算書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（公開日数や公開時間の変更等を含む）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

収支予算書（様式3-1～3）の指定管理料の金額は、指定管理料（消費税含む）(A)が、支出合計(B)から利用料金収入(C)及び提案事業収入(D)を減じた額となるように提案してください（カッコ内のアルファベットは様式3-1の1 総括表に一致しています）。

<p>指定管理料（消費税含む）(A) = 支出合計 (B) - 利用料金収入 (C) - 提案事業収入 (D)</p>
--

また、5年間の消費税率は8%と想定して提案してください。

ウ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、年度ごとに横浜市と指定管理者が協議し、金額等を決定することとします。指定管理料を提案するための収支予算書には、小破修繕費として年間1,000万円（税抜）（指定額）を計上してください。

エ 利用料金等について

本施設は利用料金制をとっており、横浜市港湾施設使用条例に基づき、施設の利用にかかる利用料金を徴収しますが、この他に事業等にかかるテキスト代・保険料等の実費相当額を参加者から徴収することができます。実費収入は、指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

オ 業務の委託

指定管理者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。業務の一部について、あらかじめ横浜市が認めた場合はこの限りではありません。

その場合、横浜経済の活性化及び市内企業育成のため、横浜市内の中小企業（横浜市内に主たる事業所がある企業）の活用に努めてください。

(7) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○

市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の 中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の 損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの（負担限度付き 年間合計） （税抜）		1,000 万円	
利用者等への 損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

（８）業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (ウ) 港湾法、港湾法施行令、港湾法施行規則ほか港湾関係法規
- (エ) 横浜市港湾施設使用条例
- (オ) 横浜市港湾施設使用条例施行規則
- (カ) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (キ) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (ク) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (ケ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法令、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (コ) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (セ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の水深に関する法律等）

(シ) 横浜市屋外広告物条例、横浜市屋外広告物条例施行規則

(ス) 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例

＜その他市の計画・施策等＞

(ア) みなとみらい21街づくり基本協定

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。

なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

本施設に関する第三者評価は、横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会（以下「選定委員会」という。）による評価を受けることとし、これらの結果を公表します。

なお、受審については指定期間の2年目又は3年目のいずれかに行うことを原則とします。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、横浜市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第1号）の趣旨

に則り横浜市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、情報開示請求等に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- ①指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- ②施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- ③指定管理者は、損害保険会社により提供されている施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付き）に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。詳細については仕様書を参照してください。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に本施設を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取消をすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

②当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人税務課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設の情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

本施設は、現段階では、本市防災計画に位置づけがないですが、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(サ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(シ) 目的外使用について

臨港パークと国際交流ゾーンへの自動販売機等の設置については、毎年、指定管理者が横浜市へ目的外使用許可の申請を行うものとします。自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

なお、みなとみらいさん橋付属旅客施設については、自動販売機等の設置は目的外使用許可ではなく、指定管理者が利用許可を行います。

(ス) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行(平成 24 年 4 月 1 日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(セ) 横浜市中企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成 22 年 4 月 1 日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(ソ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に 1 回、指定管理者となっている団体(共同事業体においては各構成団体)について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(タ) ウェブアクセシビリティ

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮すること。

(チ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ツ) その他

その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行うこととします。

5 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

ア 公募のお知らせ	6月16日(火)
イ 公募要項の配布	6月16日(火)～8月14日(金)
ウ 応募及び現場説明会	6月26日(金)
エ 設計図書(平面図等)の閲覧	6月30日(火)～7月1日(水)
オ 質問の受付	6月30日(火)～7月6日(月)
カ 質問への回答	7月16日(木)頃(予定)
キ 応募書類の受付	8月13日(木)～8月14日(金)
ク 審査・選定(面接審査実施)	9月上旬(予定)
ケ 選定結果の通知・公表	9月下旬～10月上旬(予定)
コ 指定管理者の指定	12月下旬(予定)
サ 指定管理者との協定締結	平成28年3月(予定)

(2) 公募手続きについて

ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、記者発表を行うとともに横浜市及び港湾局のホームページに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募要項の配布

(ア) 掲載期間：平成27年6月16日(火)から平成27年8月14日(金)まで

(イ) 配布方法：横浜市港湾局ホームページからダウンロードのみによります。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/>

ウ 応募及び現場説明会

応募方法、応募書類等及び現場に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。当日は、この公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。

(ア) 開催日時：平成27年6月26日(金) 午後14時から午後15時30分まで

(イ) 開催場所：臨港パーク等関連施設

(ウ) 参加人数：各団体3名以内とします。

(エ) 申込方法：参加をご希望される団体は、6月24日(水)までに、E-mailで「応募及び現場説明会参加申込書」(別紙1)を横浜市港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課(kw-shitei01@city.yokohama.jp)にお送りください。参加申込書の受付をしましたら、受け付けた旨を上記アドレスより返信しますので、6月24日(水)までに返信がない場合はお問い合わせください。

エ 設計図書の閲覧

設計図書(平面図等)について、次のとおり閲覧できます。

閲覧期間：平成27年6月30日(火)から7月1日(水)まで

(午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで。閲覧時間は原則として1時間以内とします。)

場 所：横浜市港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課
予 約：閲覧希望の方は、6月26日（金）までにE-mailに希望日時を記載の上、横浜市港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課（kw-shitei01@city.yokohama.jp）にお申し込みください。閲覧希望の受付をしましたら、受け付けた旨を上記アドレスより返信しますので、6月26日（金）までに返信がない場合はお問い合わせください。

オ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

（ア）受付期間：平成27年6月30日（火）午前9時から7月6日（月）午後5時まで

（イ）受付方法：E-mailで「質問票」（別紙2）を横浜市港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課（kw-shitei01@city.yokohama.jp）にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承ください。質問の受付をしましたら、受け付けた旨を上記アドレスより返信しますので、7月6日（月）までに返信がない場合はお問い合わせください。

カ 質問への回答

回答方法：平成27年7月16日（木）（予定）に、港湾局ホームページへの掲載により回答します。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/>

キ 応募書類の受付

（ア）応募書類：「5（4）応募手続きについて」を参照

（イ）受付期間：平成27年8月13日（木）～8月14日（金）まで
（午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで）

（ウ）受付方法：横浜市港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課まで、ご持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください（受付期間内必着）。

※送付先 〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階
横浜市港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課

（3）審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は職員の方合計3名までの出席をお願いします。

なお、面接審査は、応募者が多数の場合は書類審査の上位3者について実施します。応募者には後日詳細をお知らせいたします。

選定委員会による審査及び横浜市長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市長が指定の通知を行うことにより、本施設の指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定委員会（五十音順・敬称略）

氏名	備考
池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授
沖野 智子	沖野智子公認会計士事務所公認会計士
竹本 孝弘	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
横内 憲久	日本大学理工学部教授
若林 史郎	横浜商工会議所理事

ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

評価項目		配点	審査する 主な書類
1 管理運営の 基本方針	指定管理者としての基本的な考え	200	様式 2-1
	取組の方針		様式 2-2
	ア 利用者サービスの向上への取組方針		様式 2-3
	イ 安全な施設管理のための取組方針		様式 2-4
2 管理運営の 安定性	管理の体制	150	様式 2-5
	ア 運営組織図		様式 2-6
	イ 人員配置計画とスタッフ教育についての考え方		様式 2-7
	管理実績		提出書類
3 管理運営に 関する提案	経費節減策	475	様式 2-8
	利用者サービス及び施設利用の向上策及び増収策		様式 2-9
	施設の適切な利用許可		様式 2-10
	事故防止体制・緊急時-防犯・防災等の対応		様式 2-11
	個人情報保護・情報公開への取組		様式 2-12
	利用者のニーズ、要望・意見への対応		様式 2-13
	樹木等植物の維持管理への取組		様式 2-14
	個別施設の特色を生かした取組		様式 2-15
	3施設を合わせることを生かした取組		様式 2-16
その他の提案	様式 2-17		
4 収支計画	指定期間中の収支予算書	175	様式 3-1～ 3-3
合 計		1,000	

なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知・公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、港湾局ホームページへの掲載等により公表します。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/>

カ 指定管理者の指定

横浜市会の議決後に、指定管理者を指定します。(平成 27 年 12 月下旬予定)

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、ア～ツの原本 1 部及び写し 1 部と、ア～エについては更に写し 13 部を提出してください。ア～ツの原本 1 部・写し 1 部はそれぞれファイル綴りとし、ア～エの写しの書類 13 部については、12 部はファイル綴り、1 部はファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。各書類にはアから通しのページ数及びインデックスを付してください(クリップ留めのものに 1 部についてはインデックス不要)。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4 サイズに統一してください。あわせて、イ～オについては電子データの提出もお願いします。

また、財務状況の評価を外部委託にて一括して行いますので、「コ」については、団体名や施設名を消し、団体が特定できない状態にしたものを 1 部提出してください。

	提出書類	様式・枚数制限	CD-ROM	提出部数	
				正	副
ア	指定申請書(横浜市港湾施設使用条例施行規則 第 1 号様式(第 2 条の 5 第 1 項))	様式 1 : 1 ページ	—	1	1 + 13
イ	事業計画書	様式 2-1 ~ 2-17	○	1	1 + 13
ウ	収支予算書	様式 3 : 各 1 ページ	○	1	1 + 13
エ	団体の概要 ※共同事業体が応募する場合の応募書類について 共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。「団体の概要(様式 4)」の次に、以下の 2 点の書類を添付してください。 a 共同事業体の結成に関する申請書(様式 4-2) b 共同事業体連絡先一覧(様式 4-3) なお、応募書類の内、エ～ツの各書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。	様式 4 : 各 1 ページ	○	1	1 + 13
オ	役員等氏名一覧表 ※県警照会用エクセルファイル(データ)も提出し	様式 5 : 1 ページ	○	1	1

	てください。				
カ	欠格事項に該当しない宣誓書	様式6 : 1 ページ	—	1	1
キ	定款、規約その他これに類する書類	—	—	1	1
ク	法人にあつては、法人の登記事項証明書	—	—	1	1
ケ	指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支 予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計 算書及び事業報告書	様式自由	—	1	1
コ	指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事 業年度まで、直近3か年度分の貸借対照表、財産目 録、損益計算書等 (任意団体においては、これらに類する書類)	—	—	1	1
サ	税務署発行の納税証明書「その3の3」(法人税・ 消費税及び地方消費税について未納税額の無い証 明書)	—	—	1	1
シ	横浜市税の納税状況調査の同意書(様式7): 現時 点で横浜市に対して納税義務のない団体について も提出の必要があります。なお、指定管理者として 指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市 への納税状況(本市の課税状況の有無を含め)につ いて状況調査を行います。)	様式7 : 1 ページ	—	1	1
ス	法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業 等を実施していないことの宣誓書(様式8): 公益 法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施し ていないことにより、法人税・法人市民税の申告義 務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出 の必要があります。	様式8 : 1 ページ	—	1	1
セ	労働保険(労災・雇用)の加入を確認できる書類: 労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行 の労働保険料の領収書の写し(直近の1回分)等	—	—	1	1
ソ	健康保険の加入を確認できる書類: 年金事務所又は 健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し(直 近の1回分)等	—	—	1	1
タ	厚生年金保険の加入を確認できる書類: 年金事務所 又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書 の写し(直近の1回分)等 ※ 加入の必要がないため、セ・ソ・タのいずれか の領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働 保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がない ことについての申出書」(様式9)を提出してくだ	—	—	1	1

	さい。				
チ	団体の現在の組織、人事体制を示す労務関係の書類 (就業規則、給与規定等)	—	—	1	1
ツ	設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要 がわかるもの	—	—	1	1

※その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体（以下「団体」という。）

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること
 - (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
 - (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
 - (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
 - (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
 - (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
 - (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- ※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式5）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）。

ウ 共同事業体の場合の取扱いについて

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式4—2）」を提出することとします。また、選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

エ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

オ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

カ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。
また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

キ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ク 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 応募及び現場説明会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定委員会の面接審査への出席

ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- (ア) オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

コ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

サ 応募書類の開示

指定管理者・指定候補者の応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

シ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（別紙3）」を提出してください。

ス 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

セ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)

- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等）
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

（３）円滑な引継ぎ

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で円滑な引継ぎを行ってください。

（４）指定候補者の変更

横浜市は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として横浜市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として横浜市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補団体として横浜市会に議案を提出することがあります。

なお、横浜市会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

（５）指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

ア 横浜市港湾施設使用条例又は協定の規定に違反したとき

イ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

- ウ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき
指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額又はすでに支出した指定管理料の返還、また横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

なお、指定管理者が本市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。